

飯塚市高齢者運転免許自主返納支援事業実施要綱(平成24年飯塚市告示第122号)
の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月27日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市高齢者運転免許自主返納支援事業実施要綱の一部を改正する告示

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) タクシー乗車券 <u>市と協定を締結したタクシー事業者(タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)第2条第4項に規定するタクシー事業者(法人に限る。))をいう。)</u>であつて、<u>そのタクシー事業者が運行するタクシーにおいて利用可能な乗車券をいう。</u></p> <p>(5) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) タクシー乗車券 <u>飯塚旅客自動車協同組合又は嘉穂旅客自動車協同組合に加盟する</u>タクシー事業者(タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)第2条第4項に規定するタクシー事業者をいう。)<u>が運行するタクシーにおいて利用できる乗車券をいう。</u></p> <p>(5) (略)</p>

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。